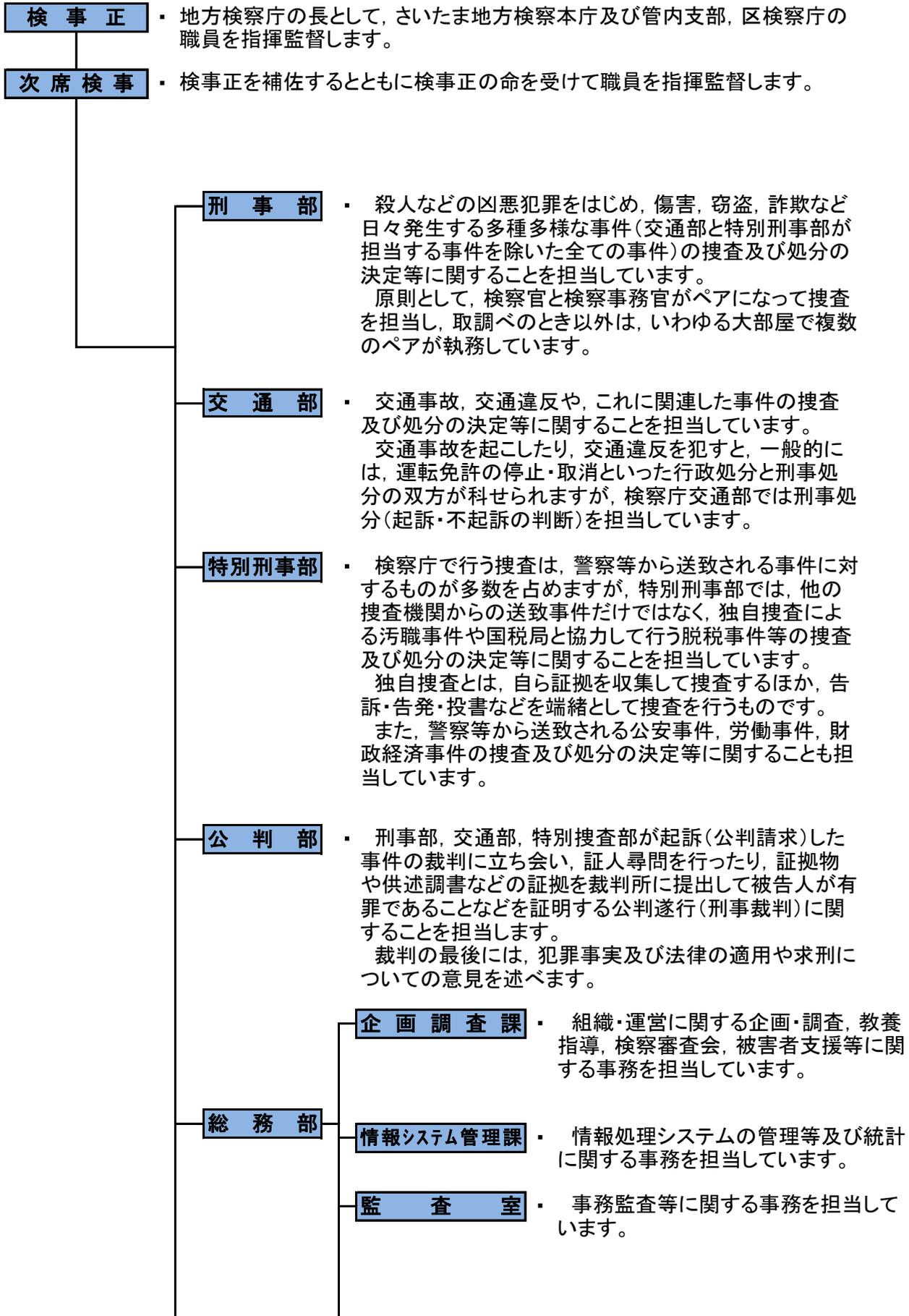


さいたま地方検察庁の組織機構



検 察 広 報

・ 報道機関等との連絡調整, 広報活動 (出前教室・移動教室, 各種説明会等) に関する事務を担当しています。

検 務 部 門

事 件 担 当

・ 警察等から送られてきた事件が法律に定められた手続に従っているかどうかを確認して受理する事件受理手続や起訴状が適正に作成されているかなどを確認して裁判所に送付するなどの事件処理手続に関する事務を担当しています。

令 状 担 当

・ 被疑者が逮捕された事件についての勾留状等の令状請求手続やその執行に関する事務を担当しています。

証 拠 品 担 当

・ 警察等から送られてきた証拠品について, 所有者等の財産権を保護するとともに裁判における証明資料として滅失や変質のないように保管し, 事件処理の推移によって還付, 廃棄などの処分を行う事務を担当しています。

執 行 担 当

・ 死刑及び自由刑(懲役・禁錮又は拘留)などの裁判の把握から刑の執行指揮等に関する事務を担当しています。

徴 収 担 当

・ 罰金, 科料などの徴収金に関する裁判の把握から, 納付告知, 督促, 強制執行, 罰金等未納者に対する収容等に関する事務を担当しています。

特 別 執 行 担 当

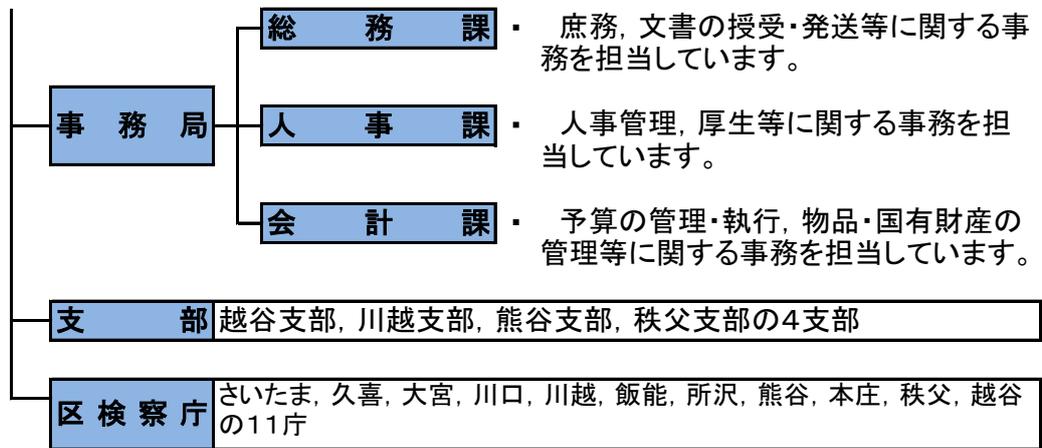
・ 逃亡している被疑者・被告人などの所在調査, 逮捕, 収容等に関する事務を担当しています。

記 録 担 当

・ 裁判が確定した後に裁判所から引き継がれた訴訟記録及び検察官が不起訴にした事件の記録を所定の期間, 保管・管理する事務を担当しています。
また, 訴訟記録等の閲覧請求に関する事務も担当しています。

犯 歴 探 証 担 当

・ 検察官からの依頼により被疑者の犯罪歴を調査し, その結果を前科調書として作成するなど有罪裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理に関する事務を担当しています。



注) 説明の便宜上, 一部, 正式な組織名と異なる名称を用いています。